

一般社団法人群馬県トラック協会青年部会慶弔規程

平成11年 1月27日制定

平成20年 4月 1日改正

平成25年 4月 1日改正

平成25年12月13日改正

一般社団法人群馬県トラック協会青年部会の慶弔金の贈呈は、この規程によるものとする。

慶弔金の贈呈区分は、次表のとおりとし、本予算支出科目は、交際費をもって充てる。

区 分	贈 呈 金	摘 要
会員の婚姻	20,000円	祝電
会員の死亡	20,000円	花輪または生花 弔電
会員の実父母の死亡	10,000円	花輪または生花 弔電
会員の妻子の死亡	10,000円	花輪または生花 弔電

付帯事項

- 1 特に必要と認めるときは、部会の決定により金額を変更することができる。
- 2 前項の場合において、品物を贈呈することが適当と認められるときは、その贈呈金に相当する価格の品物を贈呈するものとする。
- 3 贈呈区分以外で慶弔金を贈呈することが適当と認めるときは、部会の決定により区分に準じて贈呈することができる。
- 4 会員の婚姻区分については、婚姻を証する書類又は婚姻報告書兼祝金請求書（別紙様式）により報告があった場合に贈呈することができる。